

# 協働事業紹介冊子の作成を体験しませんか

講

## ウェブ会議ツール「Zoom」を利用したオンライン講座

区では、協働事業を区民目線で分かりやすくご紹介するために、紹介冊子を作成しています。取材・編集の基礎を学び、プロの編集者のアドバイスを受けながら作成します。



### ①プロから学べる文章の書き方講座(全3回)

【日時・内容】▶9月29日(水)「すらすら書けるコツ」、▶10月6日(水)「文章が劇的にうまくなるコツ」、▶10月13日(水)「タイトルでさらに文章のクオリティを高める」、時間はいずれも午前9時30分～11時30分

【対象】18歳以上で社会貢献活動に関心のある方、15名程度

### ②協働事業紹介冊子編集講座

【日程・内容】10月～12月に7回程度、取材・編集を実践的に学び、冊子を作成

【対象】①の講座を修了し、原則として全回出席できる方、10名程度

……………<①②共通>……………

【講師】石井栄子/編集プロダクションいしぼろ代表

【申込み】電話かほかき・ファックス(4面記入例のほか、講座①・②両方の別)を記入で、9月22日(必着)までに地域コミュニティ課管理係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎1階) ☎(5273)3872・FAX(3209)7455へ。応募者多数の場合は、①②の両方を希望する方を優先して抽選。受講にかかる通信費等は申込者負担。詳しくは、お問い合わせください。

# 地域活動団体の取り組みを応援 地域コミュニティ事業に助成します



申請は9月30日(木)まで

## ●第3回地域コミュニティ事業助成

区民主体の地域活動団体が行う防犯パトロールや世代間交流等の取り組みを支援し、地域コミュニティの活性化・絆づくりを推進します。

### 【対象団体】

▶町会・自治会、地区町会連合会、地区協議会、マンション等共同住宅の居住者で構成される団体またはこれらいずれかの団体を含む実行委員会

▶地域活動団体・NPO法人等(一定の要件あり)

【対象事業】11月1日(月)～令和4年3月31日(木)に実施する次のいずれかの事業

▶地域全体の課題解決

▶安全安心なまちづくり

▶地域交流の促進

【助成額】原則として助成対象経費の4分の3、防犯パトロール等特定事業は10分の9(1事業につき上限10万円)

【申込み】事前に相談の上、所定の申請書等を9月30日(木)までに事業を実施する地域の特別出張所(特別出張所所管地区以外は地域コミュニティ課コミュニティ係(本庁舎1階) ☎(5273)4127)へ。

※10月29日(金)までに交付対象事業を決定します。

※詳しくは、新宿区ホームページ、特別出張所・地域コミュニティ課コミュニティ係で配布している募集要項でご案内しています。

9月21日から

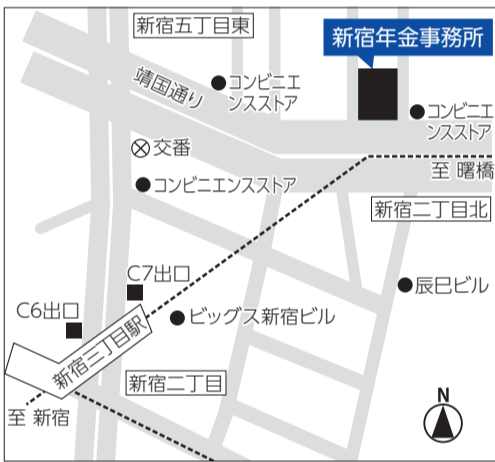
## 新宿年金事務所が移転します

【移転先】新宿5-9-2、ヒューリック新宿五丁目ビル

※都営新宿線新宿三丁目駅C7出口から徒歩3分

### ◆電話番号も変わります

【問合せ】新宿年金事務所 ▶9月20日(祝)まで… ☎(5285)8611、▶9月21日(火)から… ☎(6278)9311へ。



# 区内消費者団体等の活動の活性化に向けて 消費者活動を促進する事業に助成します

申請は10月29日(金)まで

区内消費者団体等の活動の活性化のため、事業に必要な経費の一部を助成します。

### 【対象団体】

▶新宿消費生活センター分館の登録団体

▶区の消費者行政に協力する団体

▶区内で活動するボランティア・NPO等の社会貢献的活動団体

▶その他区長が適当と認めた団体

【対象事業】令和4年3月31日(木)までに実施する消費者市民社会と消費生活に関する学習、講演会、調査・研究、普及啓発活動などの公益性のある事業

※他の補助を受けている事業、営利、政治活動を主とする事業は除きます。

【助成額】対象事業経費の3分の2以内(上限/1事業20万円。1団体に付き40

万円を限度)

【助成金の交付】審査会で審査の上、助成の可否と助成上限金額を決定します。事業完了後の実績報告を受け、助成金額を確定し、交付します。

【申込み】事前に相談の上、9月8日(水)～10月29日(金)に所定の申請書、団体の会則・規約、年間の活動予定・収支予算書を消費生活就労支援課消費生活就労支援係(第2分庁舎3階) ☎(5273)3834へ。

申請書等は、同係で配布しているほか、新宿区ホームページから取り出せます。

## 年金生活者支援給付金

～新規対象者に請求書をお送りしています

所得等が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するための制度です。

高齢・障害・遺族基礎年金を受給している方で新たに対象となる方には、8月下旬に、日本年金機構から給付金の請求書を発送しました。詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】給付金専用ダイヤル ☎0570(05)4092へ。

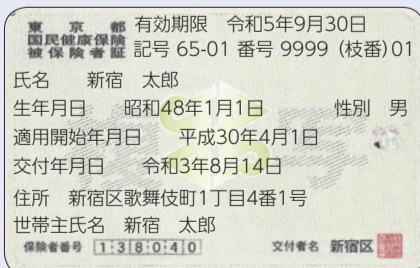
※050から始まる電話からは ☎(5539)2216へ。

# 新しい国民健康保険被保険者証をお送りしました

有効期限が令和3年9月30日の保険証をお持ちの方に、新しい国民健康保険被保険者証を簡易書留郵便で発送しました。

保険証は被保険者一人一人に交付します。世帯主あてに世帯の被保険者全員分の保険証をお送りしています(世帯主が被保険者でない場合も含む)。

誤りがある場合や有効期限を過ぎた保険証の返却は、医療保険年金課か特別出張所へお持ちください。



## 在留資格が「特定活動」の外国籍の方へ

指定書の確認ができていない場合のみ、新しい保険証をお送りしています。確認手続きがお済みでない方は、医療保険年金課国保資格係へお問い合わせください。

## 国民健康保険の加入・脱退の届出は14日以内に

国民健康保険に加入するときや、勤務先の健康保険に加入して国民健康保険を脱退するときは、お早めに医療保険年金課か特別出張所で手続きをしてください。

【問合せ】医療保険年金課国保資格係(本庁舎4階) ☎(5273)4146へ。

## 保険料に滞納がある方へ

保険料に一定額以上の滞納がある世帯へは、有効期間が通常より短い保険証(6か月有効証)または資格証明書を発送しました。滞納がなくなった場合に、通常の期限の保険証と交換します。

【問合せ】医療保険年金課納付推進係(本庁舎4階) ☎(5273)3873・☎(5273)4158へ。

## 新しい保険証の有効期限は、原則として令和5年9月30日

ただし、次に該当する方の有効期限は以下のとおりです。

▶令和5年9月30日までに満75歳になる方…誕生日の前日

▶令和5年9月28日までに在留期間満了となる外国籍の方…在留期間満了日の翌日

※在留期間を更新した方には、新しい有効期限の保険証をお送りします。